

○白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン

施行 平成30年5月2日

一部改正 令和7年5月28日

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、市が環境基本計画等に基づき、地球温暖化防止に向けて、住宅用再生可能エネルギー設備等の設置支援、公共施設への太陽光発電施設の導入等、温室効果ガスの削減に有効な再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいる中、事業用太陽光発電施設の急速な普及拡大に伴い、事業区域周辺において生活環境、自然環境の保全等に支障をきたす事例が生じていることから、太陽光発電施設を設置する者が、市内における当該施設の設置に関し、近隣住民の安全・安心を守り、生活環境等に配慮しながら、市及び近隣住民に対し、事業計画及び事業内容を工事着手前に明確にすることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する「再生可能エネルギー発電設備」のうち、次に掲げるものとする。
 - ア 大規模発電施設 出力50キロワット以上の太陽光発電施設をいう。
 - イ 小規模発電施設 出力10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電施設をいう。
- (2) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (3) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
- (4) 近隣住民 太陽光発電施設の設置が計画される区域の近隣の土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する自治会等の代表をいう。

(対象区域)

第3条 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令等に基づく手続等)

第4条 設置者は、太陽光発電施設を設置する場合において、他の法規制等に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続き等を行うものとする。

(環境配慮書、チェックリストの提出)

第5条 設置者は、大規模発電施設（ただし、建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く。）を設置する場合、白井市まちづくり条例（平成16年条例第1号）第32条の規定に基づき、同条例施行規則第13条に規定する開発事業事前協議書（第14号様式）を提出する前までに、条例第31条の規定に基づき、同条例施行規則第12条に規定する環境配慮書（第13号様式）を市長に提出するものとする。

2 設置者は、小規模発電施設（ただし、建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く。次条において同じ。）を設置する場合、次条第1項に規定する届出書を提出する前までに、チェックリスト（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

(小規模発電施設に係る届出書)

第6条 小規模発電施設の設置者は、工事に着手する日の30日前までに、白井市太陽光発電施設計画届出書（別記第2号様式）に計画区域の位置図等を添付し、市長に提出するものとする。

2 前項の届出を行った者は、届出対象小規模発電施設の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、白井市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

(遵守事項等)

第7条 設置者は、太陽光発電施設を設置する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 近隣住民への周知
- (2) 防災への配慮
- (3) 周辺環境との調和
- (4) 生活環境への配慮 (太陽電池モジュールからの反射光を含む。)
- (5) 安全への配慮
- (6) 緊急連絡先の表示等
- (7) 適切な苦情、要望等への対応
- (8) 適切な撤去及び廃棄

2 設置者は、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」など太陽光発電に係るガイドラインの趣旨を理解し適切に対応するものとする。

3 設置者は、事前周知等を通じて、近隣住民の理解が得られるよう努めなければならない。

(報告)

第8条 市長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第9条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

(施行期日等)

- 1 このガイドラインは、平成30年5月2日から施行し、平成30年6月1日以後に着手する太陽光発電施設から適用する。
- 2 このガイドラインの施行日において現に着手している太陽光発電施設の設置者は、第7条に掲げる事項の遵守に努めること。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和7年5月28日から施行し、令和7年6月1日以後に着手する太陽光発電施設から適用する。